

(藤沢市立六会小学校いじめ防止対策基本方針)

～この方針は六会小の子どもたちすべてが、夢と希望を抱いて
健やかに成長することを目的とするものです。～

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

いじめ防止対策推進法及び条例では、以下のようにいじめの定義を定めています。

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいた時に心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

学校は、さまざまな子どもたちが、1日の大半を過ごし、学び、生活する場となっています。子どもたちは心身ともに成長過程にある集団であるために、人間関係においてさまざまなトラブルや葛藤が生じます。それらを乗り越えることによって人間的に互いに成長することができます。

学校生活の中において、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。しかし、時として、集団で少数の子どもを標的にしたいじめが発生することがあります。いじめには「いじめる側」と「いじめられる側」がいます。さらにいじめをあおったりおもしろがったりしている観衆、そしていじめを見て見ぬふりをしている傍観者がいます。いじめられる側は孤立感を深め、自己肯定感を喪失していきます。傍観者は、「自分には関係ない」、「止めようとすると自分がやられる」、「勇気がない」など自己防衛を図ります。

その結果、いじめはエスカレートし深刻な事態を招いてしまう可能性があります。また、いじめの被害者であった子どもが次には加害者となってしまうこともおこります。学校や地域・保護者は、いじめはどの学校でもどのクラスでも起こりうるものという認識に立ち、子どもたちの中にいじめは絶対に許さないという意識を培う必要があります。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

そして、本校の学校経営の柱である、『豊かな人間関係を深める六つの愛（あい）～関わりあい・伝えあい・励ましあい・認めあい・深めあい・高めあい～を学校のすべての教育活動で実践することをめざし、教職員一同で努めてまいります。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

いじめにつながるような、相手を傷つける行為や、相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。

いじめを見た児童は、自分の問題としてとらえ、勇気をもって知らせます。

また、いじめをはやしたてたり、同調したりすることで、いじめに加担する行為をしないようにします。

（学校及び職員の見務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（児童会活動）

本校教職員は子どもたちが日々の生活の中で、お互いを尊重し合えるよう指導します。児童会が取り組むいじめ防止のための活動を支援し、子どもとともに取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、学級での取組を基本としながら、すべての教育活動を通じて健全な心の育成及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・入学時や各年度の開始時に、児童・保護者・関係機関等に向けて学校のいじめ防止対策の基本方針を周知します。
- ・学校評価の中に、いじめの対応についての項目を設け、評価結果を踏まえた取組の改善を図ります。
- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるように、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努めていきます。
- ・いじめの加害の背景には、勉強や人間関係の過度なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業作りを進め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査及び面談 年3回（7月・9月・1月）
 - ② 学級担任による情報収集と他の教職員との情報共有
個人面談等を通じた保護者からの情報収集（5月・12月）
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 学級担任やその他の職員との面談
 - ② スクールカウンセラーとの面談
- ・相談のあった事案は、校内支援委員会（いじめ対応委員会）を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

【学校以外の相談窓口】

藤沢市いじめ相談ホットライン

藤沢市いじめ相談メール

24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・普段の生活において、児童と教師の関係を密にし、いつでも相談を受けられるよう努めます。

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめを見た、その疑いのある行為をみた場合は、すぐにその行為をやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談、通報を受けた場合は、速やかにいじめ初期対応チームへ報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認は、いじめ初期対応チーム及びいじめ対応委員会が行います。
 - ①いじめを受けた児童から聞き取りをします。
 - ②聞き取りを元に、対応方針を決定します。
 - ③対応方針について、いじめを受けた児童の保護者に連絡します。
 - ④対応方針にのっとり、事実確認を行います。
 - ⑤いじめを行った児童及びいじめを見ていた児童から聞き取りをし、事実確認を行います。
- ・事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ対応委員会を中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態になった場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(5) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実を図ります。

(6) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する必要な啓発活動を行います。

3 「六会小学校 校内支援委員会・いじめ対応委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「六会小学校 校内支援委員会・いじめ対応委員会」を設置します。

(1) いじめへの組織的な対応

・校内支援委員会（月1回）

校長・教頭・児童支援担当・校内支援委員（各学年1名・養護教諭）・SC
→児童支援全般（いじめを含む）に関わる取組内容の検討

・いじめ初期対応チーム（いじめ報告時・いじめ発生時）

校長・教頭・児童支援担当・当該学年校内支援委員・担任・学年教職員
→いじめに関する相談・通報、事実確認、いじめの判断と情報収集

・いじめ対応委員会（いじめ発生時）

校長・教頭・児童支援担当・各学年校内支援委員・担任・養護教諭・SC
→いじめ事案への対応検討・決定、いじめ事案の報告

*事案によっては、いじめ初期対応チームが対応検討・決定まで行う
その場合は、後日いじめ対応委員会へ報告する

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な専門的知見を持つ第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) いじめ発生時の対応について

①情報把握…担任・他の教職員

②事実確認…（いじめ初期対応チーム）担任・児童支援担当・当該学年校内支援委員等

- ③対応検討…（いじめ対応委員）担任・児童支援担当・学年校内支援委員・管理職等
- ④対応…（いじめ対応委員）担任・児童支援担当・学年校内支援委員等
- ⑤対応結果の把握…（いじめ対応委員）担任・児童支援担当・学年校内支援委員・管理職等
- ⑥全体共有・見守り…全教職員
- ⑦再発防止…校内支援委員会

4 重大事態への対処

（1）重大事態発生への報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告します。

（2）重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

（3）いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめの防止については、年間を通して教育活動の中で取組み、取組状況を学校評価の中に位置付けます。

2023年4月改定